

第26回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日(金) 午後1時30分から午後4時40分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 議案第215号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
- 議案第216号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第217号 非農地証明願について
- 議案第218号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第219号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第220号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請
について
- 議案第221号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第222号 農地改良届出について

- 議案第223号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第224号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画
の決定について（利用権設定）
議案第225号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
議案第226号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決承認
について（所有権移転）

6. その他

- 1) 農地法施行規則第29条第1項の規定による届け出について（報告）
- 2) 農地移動適性化あっせんてん末届について（報告）
- 3) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（3月認定分の資料）
- 5) 農地対策委員会B班報告について
- 6) 農政対策委員会報告について
- 7) 今後の予定について
- 8) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	黒	岩	智	樹
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎		僚

事務局 西原職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理人 皆さん、こんにちは。
4月になりましたけど、あと委員の任期も1年ということですけど、コロナのおかげで学習の機会とかそういう場が少なかったんじゃないかならうかと思っております。
今度、局長も代わられて、また女性の事務局員が来たということで、また頑張っていきたいと思っております。
そういう部分で、コロナも増えておりますし、今後も十分注意しながらやっていきたいと思っております。
それでは、ただいまより第26回糸島市農業員会総会を開会いたします。
本日は、コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が解除されたので、通常どおりの総会の開催としております。
本日は、全員の出席です。
農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。
本日の出席は現在19名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 — 省 略 —
それでは、議事録署名人を指名いたします。議事録署名人は、三苫幹治委員と松尾幸子委員を指名いたします。
それでは、議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。
議案第215号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。
それでは、説明いたします。
まず、受付番号1番。
【議案書に基づき読み上げて説明】
続きまして、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、2名の申出が出ておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。
もし地元委員さんのほうで何か付け加えたいことがあったらお願いします。副会長。

農業委員 2番の方は、会社を定年退職されてから、それまでは兼業といえますか営農していましたが、今から農業1本に専念され頑張っております。そういう方ですので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員、お願いします。

農業委員 この1番の方は32歳という若さで、今長糸のほうでもこの人1人が今米麦をやっているということで、かなり面積的にも頑張っておりますので、もう少し作れるところがあったらということを知っておりました。そういうことで、今回申出されてありますのでよろしくお願いします。

議 長 各地元委員からの説明もありました。
何かほかに質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、あっせん譲受候補者登録について、合意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。
議案第216号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あ

っせん委員並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、受付番号1番から説明させていただきます。

あっせん申出の譲渡につきましては、今回のように推進委員方にも農業委員とともに、進めていただくために参集いただいているわけですが、コロナ感染対策、いわゆる密にならないよう1月、2月分も併せたところで今回一括審議とさせていただきます。ですので、申出日等が前の分があるということで御了承いただきたいと思っております。

それでは、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら地図が4ページに載せております。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら場所につきましては、議案書の6ページに地図を載せております。

続きまして、受付番号3番です。

令和2年12月21日。こちら議案書の126ページにあっせんのてんまつをつけておりますけれども、12月21日に申出を受けまして、令和3年1月総会で一度譲受候補者の選定をいただいていたわけですが、あっせんのてんまつ、いわゆるあっせんが不調に終わったので、再度譲受候補者の指名というところで上がっております。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら地図のほうを8ページにつけております。

続きまして、受付番号4番でございます。

こちらにあっせんのてんまつということで126ページのほうにつけておりますが、令和2年12月総会にて譲受候補者のほうを選定していただきましたけれども、不調に終わったというところでの再度の譲受候補者の選定でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件のあっせん申出が出ておりますので、あっせん委員の推進委員、農業委員の選任と譲受候補者の選定をよろしくお願いいたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

この前の推進会議のときに決めておりますように、新しい年度から、今月から推進委員さんを中心にあっせんの業務を遂行してくださいということとしておりましたので、農業委員は1名ということにしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、譲受候補者の選定をお願いいたします。

(休 憩)

議 長 報告をお願いいたします。
受付番号1番の分を報告をお願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、受付番号2番の分を報告をお願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、受付番号3番の報告をお願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、受付番号4番の分を報告をお願いします。

推進委員 **【候補者名読み上げ】**

議 長 それでは、再度確認を事務局のほうからお願いします。

事務局 **【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長 欠席者の方もおられるかと思いますが、後で連絡を取りながら進めていってください。

議 長 それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第217号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長 非農地証明願もかなりの件数が出ております。番号に沿っていきますので、よろしくをお願いいたします。
番号1番、報告をお願いします。

推進委員 それでは、議案書12ページをお願いします。
議案第217号「非農地証明願について」報告いたします。
3月30日に調査を行いました。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

協議結果は議案書の16ページをお願いいたします。現地調査説明資料の1ページと2ページをお願いします。

一部は山林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。

残りの一部は、セイタカアワダチソウが生えている程度で、草刈りなどにより耕作可能でしたので、非農地であるとは認められないという意見でまとめられました。以上、報告します。

議長 それでは、番号2番を報告をお願いします。

推進委員 議案第217号の受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果ですが、議案書の19ページの地図をお願いします。現地調査説明書の3ページ、4ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告いたします。

議長 それでは、番号3番をお願いします。

推進委員 受付番号3番。議案書の13ページとなります。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果ですが、議案書の21ページの地図をお願いします。現地調査の説明資料の5ページと6ページをお願いします。

申請地のうち1筆は、山林化が進行していることから非農地であるという意見でまとめました。

残り2筆は、いずれも耕作されていることから非農地であるとは認められないという意見でまとめました。以上です。

議長

それでは、番号4番につきましては、推進委員が欠席のため事務局のほうで報告をお願いいたします。

事務局

それでは報告いたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

3月30日に現地調査を行いました。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果ですが議案書23ページの地図をお願いいたします。また、現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いいたします。

現地はいずれも山林化しており、農地としての復元が困難であると言える状況でしたので、非農地であるという意見でまとめました。以上、報告いたします。

議長

続きまして、番号5番をお願いいたします。

推進委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の25ページをお願いいたします。現地調査資料は9ページと10ページをお願いいたします。

現地は雑草が生えている程度であり、草刈り等により耕作が可能な状況でしたので、非農地であるとは認められないという意見でまとめました。以上です。

議長

それでは、番号6番、お願いします。

推進委員

議案書の14ページからになります。

3月30日に現地調査を行いました。

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果、議案書の27ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

現地は農業用倉庫の一部となっており、建築から20年以上経過していると認められるため、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議 長 それでは、番号7番につきまして、お願いします。

推進委員 議案書の14ページからになります。
3月30日に現地調査を行いました。
受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

審査結果、議案書の29ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地は宅地に隣接しており、周囲の状況から継続した営農が困難である状況であると認められるという状況でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議 長 それでは、番号8番につきまして、お願いします。

推進委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の31ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料は15ページと16ページです。

現地は竹林化しており、農地としての復元は困難であるという状況でしたので、非農地であるという意見でまとめられました。以上、報告します。

議 長 最後に、番号9番をお願いします。

推進委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の33ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の17ページ、18ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地としての復元は困難であるという状況でしたので、非農地であるという意見でまとまりました。以上、報告します。

議長 ただいま報告がありました。そのうちの4筆が非認定だということで報告が上がっております。

全体につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員 確認ですけれども、非農地の受付番号3番、面積の関係は間違いないと思うんですけど、調査部会説明資料の数字と議案書に載っている数字、間違いないはずですけど、書き方はどういうふうに捉えたらいいんですか。

事務局 どれが認定でどれが非認定かということですか。

農業委員 はい。

事務局 こちら今回、1番、3番、5番という形で非認定の報告等を受けたわけですが、議案書に網かけをしてあるところ、こちらが非認定の報告が上がったというところがございます。

こちらは、認定分が何平米、非認定分が何平米という記載ではございませんで、網かけ部分の地番の部分が非農地証明につきまして非認定だと、いわゆる非農地化していないよというところを網かけしている表記になっております。

農業委員 大体分かりました。

議長 ほかに何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。

まず、番号2番、4番、6番、7番、8番、9番については、全ての筆について非農地相当という報告を受けております。この6件を一括して審議します。それでは、この6件について証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、次に非農地相当として、報告を受けました番号1番のうちの2筆、番号3番のうち1筆について審議します。この2件について証明書を発行することに同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

最後に、非認定相当、いわゆる非農地化していないという報告を受けました、番号1番の残りの1筆、番号3番の残りの2筆、それと5番について審議いたします。この3件につきまして、非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の36ページをお願いいたします。

議案第218号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

申し訳ございません。印刷の誤りがありましたので、審議の前に訂正願います。37ページの番号3番の申請事由の売買を削除、38ページの番号4番の現況地目は全て畑となります。よろしく願います。

議 長

それでは、3条の許可申請が出ております。

番号1番から、説明をお願いいたします。

農業委員

議案第218号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続けて2番願います。

農業委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

それでは、番号3番、報告をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

続きまして、番号4番をお願いします。

農業委員

許可申請番号4。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議長

それでは、番号4番につきましては面談を行っております。第3調査部会長より報告をお願いいたします。

調査部会長

議案書の127ページに資料をつけておりますので、御覧ください。

4月2日に第3調査部会で面談を行いましたので、報告いたします。

譲受人は現在53歳で、就職されるということですが、地元で就職ということで兼業の形ではありますが、今回申請地の農地取得の農地法第3条申請が出されたため、事前に申請地の現地確認を行い、面談を行いました。

面談の中で、子供さんが学校を卒業されて営農を手伝うということでした。本人も仕事を退職し就農したいということでした。

営農計画のメインとしてはシャインマスカットで、レモンやそのほかの果樹も計画されています。別の子供さんがジェラートの店を営んでおり、収穫した果実は商品として収益を上げる計画だそうです。農業経営としましては、先ほど言いました子供さん二人との家族経営となります。

現地調査では、もともとのミカン山がかなり山林化したところがありましたので、どうするのかと尋ねてみましたところ、知人の土木業者に開墾を依頼しており、今年1年をかけて徐々に手入れ等していきたいとのことでした。

第3調査部会としましては、苗木の購入先や普及指導センターへの相談、地元の農家さんへの営農助成をつけていることもあり、継続した営農

は可能ではないかと判断しています。

ただ山林化したところ、原野が畑になっている状態で開墾が心配ではありますがありますけれども、本人は研修とかに行っておりますし、365日働くということで、今はやる気がいっぱいの方でしたので、開墾作業の進捗を随時確認に来ると伝え、頑張ってくださいということで声をかけています。以上、報告いたします。

議 長

ただいま4番のことにつきましては報告がありました。

1番から4番につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

事務局、4番、これは全部可でいいわけ。山林化しているところ、非農地証明ば出すかいなあ。そうやけん3条で、これを通して、そしてやっぱりされんけん言うて非農地ば出させようと思っておるわけ。

事務局

いえ、こちらも調査部会のほうで、上のほうの畑といいますか、もともとのミカン山やけど開墾が必要だということで、御本人に改めて調査部会後聞き取りさせていただいたんですけども、開墾を時間かけてしていきたいんだと、知人の業者さんのほうにもちょっと依頼をかけておるし、極力この申請地のほうを開墾して営農していきたいというお話を聞き取っております。

今おっしゃったように、途中でできんけんもうしませんという部分については3条申請から必ず外してもらわないといけません。その分を含めて申請するのかを聞き取りしましたが、ちょっと頑張ってやっていきたいんだというところでございましたので、後々の非農地証明という部分は出てこないと考えています。

議 長

分かりました。副会長。

農業委員

この4番、この中で、ここはハウスがあったはずやね。このハウスの利用は何か言うておった。

調査部会長

シャインマスカットです。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。
事務局、審査基準について説明して下さい。

事務局

農地法の第3条第1項の規定による許可申請につきましては、議案書35ページに記載しております7つの審査項目で判断いただくわけですが、こちらこの7つの項目に1つでも「はい」がつきますと基

本許可ができないという判断になるわけですが、今回、全て4件の申請につきましては「いいえ」に該当しておりますので、書類上につきましては許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。(発言する者あり)

もう採決に移りましたので、質問は認められません。よろしくお願いいたします。

それでは、採決に移ります。

許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

ちょっと時間も過ぎておりますけれども、ここで少しの休憩とします。

(休 憩)

議 長

始めます。

議 長

事務局。

事務局

議案書の40ページをお願いいたします。

議案第219号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第4条からは調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

それでは、報告いたします。

議案第219号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の41ページの地図をお願いいたします。

別冊資料につきましては19ページと20ページにあります。

現地は既にセンダンやほかの樹木が植樹されており、始末書が出された

上での申請となっております。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第3調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんので、南側農地の影響を踏まえたことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議長 ただいま報告がありました。
 何か質問などありましたらお願いします。

農業委員 転用目的は植林となっておりますが、地目は畑で農地に植林はいいとですかね。

議長 事務局。

事務局 農地の植林につきましては、農地以外にする行為にあたりますので、転用目的としては成立しているんですけども、おっしゃったように、どこでもできるわけではありません。周囲の農地に影響があるかないかの判断もございますので、基本そういう位置的なものを考えると許可できない部分も出てくるんですけども、ここの土地の南側辺りがもう山林化している部分もあるから出てきたんだろうというところで、現地のほうも今報告があったとおり、そういう一角にあるというところでございます。

 まず質問の内容としては、できないところもあるんですけど、植林という転用申請自体は可能な内容でございます。

農業委員 分かりました。

議長 ほかに何か質問ありましたら。

 (質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に移りますが、その前に許可基準の説明をお願いいたします。

事務局 農地法4条許可につきましては、39ページに記載しております一般基準、それと40ページに記載しております立地基準というところで判断していくわけですが、まず39ページの一般基準につきましては「適当」であるとか、「必要最小限」とか、支障がないというところで一般基準についてはクリアするというところでございます。

 それと農地の区分でございますが、こちら高低差ないし営農条件という

ところで県のほうにも確認いただきましたが、広がりがない農地、その他2種農地というところで判断しているところでございます。第2種農地になりますと、ほかに代替地等がない場合は転用は可能だという基準でございまして、一般基準、立地基準とも書面上はクリアしているものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に移ります。

第4条につきまして許可相当と思われる方の挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

それでは、次の議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の46ページをお願いいたします。

議案第220号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

この内容につきましては、調査部会の結果を踏まえた上で事務局のほうから説明させていただきます。

まず計画変更の承認として受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

今回の計画変更承認申請の内容につきましては、50ページの配置図で説明します。前回、令和2年3月26日に許可期間の満了に伴う、支柱部分の一時転用について再申請をされて、営農型太陽光発電の許可を取ったわけでございますけれども、このときにこの50ページにある太陽光パネルの配置図の全体を原木シイタケを栽培するんですという内容でございました。

この営農型太陽光の場合は、パネルの配置が変われば計画変更承認も要りますし、作付作物が変わる場合でも変更手続が必要だということでもございまして、今回、こちら50ページに書いている、サカキ部分と丸で囲んでいるところがシイタケではなくサカキに作付作物の変更というところで変更承認申請が出ておるわけでございます。

詳細をたずねたところ、シイタケの菌を吹きつけた原木が手に入りにくい状況で、受注生産が追いつかない状況もあり、注文後の納品が早いサ

カキに変更したいとのことでした。

なお、サカキについては肥培管理を行った上で、葉の部分などの販売収入がある場合は、農業であるという見解ですし、植樹した土地は農地であるということを県に確認しています。こちら現地のほうは、太陽光パネルの配置は変わっておりませんが、作付作物の変更というところで変更承認申請が上がってきておるといった内容でございます。

次に、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

当初の計画図が55ページに載っております。54ページもよろしいですかね。

当初は、この申請地の農地1筆に、共同住宅を建てまして、併用地の2筆が進入口ですよという計画で許可申請が出されまして、それが許可になったというところでしたけれども、今回、後の5条申請の議案に出てくるんですけれども、事業規模を拡大して、かつ建物の配置も変えたいという内容で計画変更承認申請が上がってきております。

議 長

それでは、調査部会のほうはいいっちゃろう。

事務局

すみません、調査部会の方々も一緒に現地に行っていたわけでございますけれども、1番については、作物の変更であれば支障がないだろうという意見、2番目につきましては、当時の許可のほうが敷地ぎりぎりで行われていたので、やはりこの大きな敷地でしたほうがより活用できるんじゃないかという意見をいただいております。以上でございます。

議 長

ただいま事務局のほうで報告がありました。
何か質問がありましたらお願いいたします。
事務局、人と審査表の説明を。

事務局

計画変更承認の審査基準につきましては、44ページ、45ページにそれぞれ掲載していますが、いずれの案件についても、事業主体の変更が伴うものではなく、また事業目的の変更でもありませんので各ページ下段2の審査表で、判断していただきます。まず44ページが、変更承認申請の1番の分でございますけれども、こちら変更後の転用事業者がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるのかということですが、申請人からの受注生産が可能な作物という聞き取りや調査部会の意見もありますように、クリアすると判断できるものでございます。

eの「変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影

響」というところでございますが、こちら作物の作付によってそういう影響はございませんので、該当するものと考えております。

こちら1番につきましては、審査表からいえば承認相当と言えるものではないかと考えております。

45ページが変更承認申請の2番でございますが、こちら変更後の転用事業者がというdの欄でございますが、こちらは確実ではないかというところは言えるかと思うんですけれども、こちら後に出てくる5条許可申請の審議に併せて承認できるものかという判断をいただけないかと考えております。以上でございます。

議長 説明ありましたけれども、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に入ります。

採決は1番のみとします。2番につきましては5条申請のほうで一緒に採決をしていきたいと思っております。

1番を許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

議長 それでは、次の議案に移ります。

事務局 議案書の57ページをお願いいたします。

議案第221号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議でございます。

なお、今回、受付番号1番、8番の申請人が農業委員本人が関係してきますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定しております議事参与の制限がかかってきますので、御退席いただくようになります。

今回、まず8番のほうを先に御審議のほうをいただきまして、次という進み方でいきたいと考えております。大変申し訳ございませんが、今回まず5条許可申請につきましては60ページに記載しております8番、案件から審議したいと考えております。

大変申し訳ございませんが、関係委員の御退席をお願いいたします。

(退 席) (議長交代)

事務局 それでは、まず8番の案件から御審議をお願いいたします。

職務代理者 それでは、受付番号1番を説明、審議いたします。
第3調査部会の報告をお願いいたします。

調査部会長 60ページを御覧ください。
議案第221号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。
番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

100ページの地図をお願いいたします。

昨年12月下旬に農振の除外が告示された内容で、農家住宅建築の申請となっています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であり、不許可の例外に該当し問題ありません。

第3調査部会としましては、事前に関係各課との協議を進められており、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。報告いたします。

職務代理者 ただいま報告がありましたが、質問などありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

職務代理者 それでは、事務局の審査説明をお願いいたします。

事務局 こちら農地法5条の許可申請につきましては、議案書の39ページに記載しております一般基準というところと、今回議案書に記載しております立地基準によって御審議いただくわけでございますけれども、まず39ページの一般基準でございますが、こちら「相当」である、「該当しない」とか、「支障がない」としか、「必要最小限」であるという部分で、この項目を満たしているものと判断できます。

次に、60ページの一般基準でございますが、こちら部会長報告もございましたとおり、第1種農地で原則許可できないところではございますが、100ページの地図にもありますように集落に接続して設置される住宅というところで許可の例外に該当し、基準上はここは可能という判断と

なります。

一般基準、立地基準につきましては許可相当というものでございます。
以上でございます。

職務代理者

それでは、採決に入りたいと思います。

申請に対して許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

職務代理者

全員ですね。ありがとうございます。

(議長交代)

事務局

ありがとうございました。

続いては、受付番号1番の審議に入りたいと思いますが、こちら関係委員の御退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長

それでは、番号1番についてから副部長よりお願いします。

副部長

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の61ページの地図をお願いいたします。それと別冊資料では25ページと26ページをお願いいたします。

申請地は現在野菜が作付をされておりました。現在の宅地が手狭になったということで農家住宅の申請が出ております。農地区分は第1種農地でございますけれども、集落に接続して設置される住宅のため不許可の例外に相当し、問題はございません。

第3調査部会としては、関係各課からも特に支障となる意見も出ておりませんので、また周辺農地への影響もないことから許可相当ということで判断をいたしております。以上です。

議 長

ただいま報告がありました。

何か質問がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら事務局より審査表の説明をお願いいたします。

事務局

農地法5条につきましても39ページの一般基準、あと57ページに記載しております立地基準によって判断するわけでございますけれども、こちら39ページの一般基準でいきますと、こちら「適当」である、「必要最小限」、「適当」、「支障がない」というところで、一般基準につきましては満たしているものと判断できるかと思えます。

続きまして、57ページの立地基準でございますけれども、第1種農地というところで原則許可できないところではあるというところでございますが、こちら61ページ等の地図にもありますとおり集落に接続して設置される住宅というところで不許可の例外に該当していますので、こちらの立地基準のほうもクリアしているものと判断できます。

一般基準、立地基準につきましては許可相当と言えるものであると思われれます。以上でございます。

議 長

それでは、1番につきまして採決を行います。
許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

(着 席)

議 長

それでは、2番から部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

それでは、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の66ページの地図をお願いいたします。それから、資料は27ページから30ページにもついております。

今回、2月に4条申請の違反転用の追認で審議しましたバイクトライアル場を申請人が引き継ぎ、さらに敷地を拡張したいということで5条申請をされています。

調査部会の時点では図面が審査されておりましたので、具体的な計画が不明であったことや申請地の一部が造成されていたこともあり、この会議が始まる前に申請人と農地の所有者を呼びまして面談を行っており

ます。

面談では、私たちが一番心配だったのは、申請地西側の土地というところをちょっと心配しておりました、聞き取りをしましたところ、不法投棄といいますが、泥とか土砂とか石とか、木が切られたものとかを持ってきて、この前だと畳を持ってきてあったということで、かなり不法投棄が長年続いていたということでした。それで、その土地ですが、池の上にあるんですけども、そこを含めてこちらの申請人がトライアル場にするということで、不法投棄のあった部分については所有者が知り合いの方に頼んで土砂とかを押し広げたということを知りました。

それで、どういうふうに言ったら私たちもいいのか、ちょっと聞き取りもあれだったんですけど、とにかくそこも申請人は切り開いてトライアル場にする、自然に造りたいということだったので、そういうことで所有者のほうについては第三者が不法投棄したものであるが、もう自分で押し広げたという形での聞き取りをしました。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題はあります。

第3調査部会としましては、周辺農地への影響はありませんが、水のことを心配だったので、申請人のほうにお聞きしましたところ、水利のことについても地域の区長さんなり水利の方とよく相談してやっていますということでした。私たちがそういうことで、水がどこにということが心配だからということで、いろんな地域の方のところではバイクの音とかそういったいろいろ聞きましたけれども、とにかく自分は一生懸命地域の方にも貢献したい、糸島にも貢献したいということで、糸島にそういうトライアル場を、県でも誘致を、そういうところを持ってきて糸島のほうにも貢献したいとか、そういうふうな気持ちで頑張りますからと、とにかく地元の方には迷惑かけませんというような話をされておりました。一応第3調査部会としてはそういうことで許可相当と判断しております。以上です。

議 長

続けていいです。

調査部会長

番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の73ページから地図をお願いいたします。

申請人は熊本で防水塗装業を営んでおり、また、申請地の近隣に福岡事務所を所有してあります。今回、その福岡事務所の資材置場としての申請です。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地もないことから問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課からの特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の78ページの地図をお願いいたします。資料は33ページから34ページ、お願いいたします。

昨年12月下旬に農振の除外が告示された内容で、保育所の建築の申請となっています。農地区分は第1種農地ではありますが、公益性が高いと認められる施設のため不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、開発許可が必要であり、事前に関係各課協議が調うこと、また周辺農地への影響がないことから許可相当はやむを得ないと判断しています。

続きまして、先ほどの計画変更承認申請に関する案件ですね、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

83ページを御覧ください。

先ほどの計画変更申請が提出された農地と併せ共同住宅の建築の申請になっております。農地区分は第3種農地であり、問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

89ページの地図をお願いいたします。

今回農地改良を行い、サツマイモの作付を計画されています。農地区分は第1種農地ではありますが、農地改良のための一時的な転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第3調査部会としましては、関係各課との協議を進められており、また埋立ての同意書が出ておりますし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

94ページの地図をお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第3調査部会としましては、特に関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告終わります。

議長

ありがとうございました。

6番の農地改良については、横のL字型の壁、これの承諾を受けてあるのかね。

事務局

ただ今の6番については、93ページのほうの断面図がよろしいかと思うんですが、こちら真ん中のB-B'は宅地のほうにありまして、このL字型の擁壁といいますか、家の塀なんですけれども、こちら塀に丸い穴が開いていて、そちらが排水溝じゃなかろうかというところで確認したんですけれども、デザインというところで問題はない、ということで承諾書が出ています。あとこちらの南、宅地の南側の土地も、同じ所有者になるんですけれども、こちらも農地改良するに当たって承諾いたしますというところが出ておりますので、また、C-C'断面にありますのり面の埋立について承諾が出ているものというところがございます。水路部分につきましても今手続を進めておるといことは聞いております。以上です。

議長

2番から7番につきまして、質問、意見ありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

ちょっと6番について確認ですけど、市街化調整区域で建築物の敷地とならなければ支障なしとなっていますけど、地区計画B地区ということはどういうことですか。

事務局

現地調査資料の確かに、37ページですかね、都市計画課から6番の分で意見が出されているところです。こちら市街化調整区域ですけども、地区計画に入っておるといところで、恐らく何が言いたいのかという部分については、農業用施設用地、両隣にビニールハウスがあったもんですから、そういう農業用施設に影響がないような施工というところを言いたかったということを知っています。B地区については、住宅や事務所、店舗などの建築が可能な場所ではあるが、農地改良の目的であるので建物の敷地にならないように、という意見を書いているようです。

議 長

ほかに何か質問ありましたら。

農業委員

2番の件ですが、地図を見ますと申請地と申請地の間に農地が挟まっているんですが、その現況と、その人とは問題はなかったのかちょっと聞きたいと思います。

議 長

事務局。

事務局

その土地は今、梅林として、きれいに整備されています。こちらは、申請地ときっちり境界を決めてあるようです。申請者からは、所有者がまだ売りたいくないというようなお話だったので、その土地に影響がない計画でしますということを聞き取っております。バイクトライアル場として使用することを土地所有者に伝えてありますし、特に問題は生じないと考えています。

議 長

他にありませんか。

農業委員

今の同じ地図に、中心部分にある土地、これは農地じゃないんですか。それと併せて、西側にはビギナーズエリアとか練習場とかと書いてありますけれども、その区間は、農地の中を通るといふことなのか普通の道路を通っていくということでしょうか。

事務局

それぞれのヒルクライムエリアであるとかビギナーズエリアであるとかいうところでございますが、聞きましたところ、かなりの崖になっているところは一旦道路に出てから、また公道に出ずに各コースを行き来できるようです。バイクトライアルという部分で自然のままバイク乗りを楽しむといひますか、そういうコースなので、素人目には行けないかと思うんですけれども、高低差についてはあのぐらひは行けるんだよというお話は申請者のほうから聞いておりますので、可能と言えは可能かもしれませんが、そこまで聞き取りしていませんが、恐らく道に出ていくんじゃないかなと思っております。

また周囲の狭小な土地については、台帳上は畑ですが、非農地化している現状ですし、転用計画もできないことから申請地から外しておる土地もあります。

現地としてはかなり凹凸等もあるんですけれども、そういうバイクを乗りこなすための競技場といひますか、そういう部分で計画してあると。なので結構な高低差があつてもある程度バイクで行けるんだという話を聞いております。計画地の中に山林があるんですけれども、こちらもヒルクラ

イムエリア、上り坂練習というところで、こちら結構きつい勾配でございますが、勾配であればバイクで行けますということでしたので、基本的には敷地内をと、できないところだけ道路を使うということかと思えます。

今日の面談で、申請者のほうも地元協議を十分しますという部分と、基本ここも大会をする可能性もあると。何かトライアル競技場というのが北海道とかは結構あるようですが、福岡には1か所あるとか、あと佐賀にあるとか、九州では、そういう施設の件数が少ないと聞いています。そういう大規模な大会を開くことになると、当然地元の車両がどうなのかというところでございますが、地元優先で区長さんとかと打合せしておるからというところで、地元優先で友好にトラブルがないように進めたいというような考えもお伺いした次第でございます。

基本、敷地内ではバイクでの行き来を行い、ただ出られないところは何か所かありますので、そこはちょっと公有地の道路を通っていくようであると聞いております。

議長

どうぞ。

農業委員

今既設でバイクトライアル場があるわけですが、これはかなりのエリアの拡大ということで、バイクの入ってくる台数も増えるというふうに考えられますが、そうするとやっぱり騒音の問題が起きてくるわけですが、まず地元とよく協議をするということなんですが、協定書とかそういうものは出ていないんでしょうか。

議長

事務局。

事務局

今回の申請で協定書まで求められるかというのはちょっとあるんですけども、一応地元協議を進めていくことは申請人からは聞いておりますが確認は取っておりません。もしこの申請に関して求められるのであれば、求めたいとも考えておりますが、協定書の添付は法定書類ではないことも申し添えます。

また、騒音という部分につきまして、ちょっと今日の面談でも聞き取ったわけでございますけれども、スピードを出してぶんぶんバイクを飛ばしてするような競技ではなくて、じーっとバイクに乗って足がついたら減点だとか、そういう競技をする場だから、騒音等は基本ないようです。地元と友好的に進めていますからそういう協定書等が必要であるということであれば対応させていただきたいという考えもおありのようでございます。

協定書が出ておるのかという質問に対しては、出ていません。以上です。

議 長 どうぞ。

農業委員 もう一点お伺いしたいんですが、このトライアル場がちょっと飛び地みたいな状態になって、場所を移るのには公道を通ると考えられるんですけど、こういうふうな特殊バイクですので、ナンバーは取得しないのが普通だと思うんですよ。ナンバーがついておらんけど公道を走るということになりますので、そこ辺りの問題も出てくるんじゃないかと思いますが。

議 長 事務局。

事務局 トライアル会場に向かう際のバイク、今おっしゃったようなバイクについては、大きなワゴン車に積んで載ってくるということを聞いております。先ほどの質問にもかぶるかもしれませんが、この前面の道路が私有地の道路ではなく公有地の道路敷ではありますが、道交法の制限がかかる道路であるかまでは、ちょっと確認できていません。ただ、バイクトライアルの競技会場、公の競技場で計画するということですので、練習の時も、競技する時も違法性がない運営をされるものと考えます。

議 長 よろしいですか。

農業委員 ちょっとこれは地元聞いてみますので。

議 長 ほかに何か質問、意見ありますか。どうぞ。

農業委員 私もここは何回か調査に行った覚えがあるんですけども、そのとき実際バイクが来て、持ってきて動いているのを見たんですけども、今もそういうことはやっているんですか。

事務局 元々の事業者が先月、農地の違反の追認というところで許可が出たところでございます。現地に行くときに既に、既存の敷地の部分で、2組とか3組とかぐらいの方が使っているのは見かけておりますが、新しいところがというところまではちょっと見かけてはいないですね。

議 長 ほかに何か。

農業委員 このトライアルコース場の近くに畜舎とかありますけど、動物への排気ガスとかそういうことや何かは、何か酸素の排気量とかそういう計算とかはあるんですか。

農業委員

あそこには、豚舎があったんですが、もうやめています。

農業委員

分かりました。

議長

ほかに何か質問ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に入りますが、審査表の説明をお願いいたします。

事務局

こちら5条許可申請、また一般基準等から立地基準ということでございますけれども、まず一般基準でございます。

こちら2番から7番の分になりますけれども、まず2番のトライアル場でございますけれども、「資金計画書等により適当」とか、通行の同意書もあり、転用関係者の同意もクリアしています。面積的な分でございますけれども、結構、九州は少ないんですけれども、確認できる京都や静岡にある分については、5,000坪であるとか1万坪というところでの敷地でやっておりますので、こちらも適当な面積ではないかという判断をしております。

ほかの3番以降につきましてはやはり資金計画等で「適当」であるとか「該当がない」とかというところでございます。6番の、一時転用につきましては作付計画書も提出されておるという状況でございますので、こちら一般基準上は適当なものと思えます。

それと立地基準でございますけれども、こちら2番につきましては、高低差等がありまして広がりがない農地、その他2種農地というところで判断できるところでございますので、こういう施設の代替地がほかにない場合は許可は可能でありますので立地基準もクリアします。

3番につきましても、その他農地、広がりがない第2種農地でございますので、ほかに転用の代替地となるものがなければ許可相当と言えるものでございます。

4番は、農振除外のときから県と協議を重ねてきておりますが、第1種農地の判定で確定しております。今回の転用目的が保育所の建築であり、いわゆる土地収用法第3条に規定する公益性が高い事業という見方ができますので、不許可の例外に該当し、こちらクリアするものと思えます。

5番でございますが、こちらJR線の駅から300メートル以内の地内ということでございますので、第3種農地は原則許可できるという考え方でございますので、こちらクリアするものと。

6番につきましては第1種農地ということではございますが、農地改

良、いわゆる一時的な転用行為であるため許可の例外に該当するものでございます。

7番でございますけれども、こちらも農地の広がりがない、いわゆるその他の第2種農地でございますので、ほかに転用の代替地がない場合は許可できるものでございます。

よりまして、今回、一般基準、立地基準につきましても書類上はクリアするものと判断できるかと思えます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移りますが、番号5番につきましては、先ほどの5条の計画変更承認申請の2番も含めての判断といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、番号1番から7番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に移ります。事務局。

事務局

議案書の106ページをお願いいたします。

議案第222号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、また調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長

議案第222号「農地改良届出について」。

届出番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の107ページをちょっと御覧ください。

申請地は、集落センターのすぐ東側の農地になっております。申請地はウリが作付されておりました。30センチの造成であり、造成したい農地については用水を田越しで確保されている状況にありました。

第3調査部会としましては、関係各課から支障となる意見も出ておりませんので、面積、造成高、工事期間が届出基準に該当しているということで受理相当と判断しております。以上です。

議長 それでは、報告がありました案件につきまして質問などありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。
農地改良届につきまして、受理相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員。
監督委員は、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、次の議案に移ります。

事務局 それでは、議案書の111ページをお願いいたします。
議案第223号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。
農業振興課の担当のほうがお見えですので、説明をお願いいたします。

議長 それでは、農業振興課のほう説明をお願いいたします。

農業振興課 では、お手元の資料112ページをよろしくお願いいたします。
今回、新規の認定農業者の申請が2件ございました。
まず1件目につきましては、平成27年に就農しまして酪農の経営を行っている方でございます。現在約100頭の乳牛を飼養しておりまして、今後は搾乳ロボット等による機械化を進めまして150頭まで飼養頭数を増やしていく計画となっております。経営の改善に向けた内容となっております。農業振興課としましては認定相当と考えているところでございます。
続きまして、2番目、肉用牛の子牛の出荷を中心とした経営を行っております方でございます。現在、約30頭の常時飼養を行っております。今後規模拡大によりまして50頭の飼養頭数を目指していく計画となっております。経営改善に向けた内容となっております。農業振興課としては、認定相当と考えております。

御審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 今、報告がありました案件につきまして、何か質問がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら採決に入ります。
原案の改善計画につきまして承認と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
ありがとうございました。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書119ページをお願いいたします。
議案第224号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」御審議をお願いいたします。中間管理機構への利用権設定の内容でございます。
事務局のほうで説明いたします。

事務局 議案第224号について説明いたします。
糸島市農用地利用集積計画について御説明いたします。
今回提案いたします農用地利用集積計画は、昨年の第2回公募、11月公募にて募集しました農地中間管理機構への貸付申出分のうち、受け手への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。
貸付開始日は令和3年6月11日から、合計で122筆、面積が合計20万6,938平米となっております。
これらの配分案につきましては次の225号で説明いたしますが、この集積計画が決定されますと、農地中間管理事業での集積累計は約186ヘクタール、平米でいうと185万9,323平米となります。この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。以上、よろしくお願いいたします。

議 長

今、事務局のほうより説明がありました。
これにつきまして何か質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に入ります。
利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議案に入ります。

事務局

議案書の120ページをお願いいたします。

議案第225号「農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について」
御審議をお願いいたします。

こちらの配分計画(案)でございますけれども、ただいま御審議いただき
ました推進機構への貸付けにつきまして承認を受けた面積に対して、今
度は推進機構のほうで配分する案でございますので、配分計画(案)につ
いての説明となります。よろしく申し上げます。

事務局

議案第225号の農用地利用配分計画(案)について御説明いたしま
す。

この配分計画(案)は、先ほどの224号で集積が決定されました約2
0.7ヘクタールの農地について、福岡県農業振興推進機構、農地中間管
理機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。

内容としましては、地域の受け手29名、そのうち4者は法人となっ
ております。受け手としましては、昨年第2回11月公募で借受けを希望さ
れた方でございます。

市がこの配分計画案を作成するに当たり、必要と認めるときは農業委員
会の意見を聞くものとされております。つきましては、地域の現状に詳し
い農業委員の皆様が計画案の受け手が地域営農活動と調和した農業経営を
営むものかどうか、御意見を伺うものです。

なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会后、5月に中間管
理機構が農用地利用配分計画を決定し、県知事の認可、公告を経て設定さ

れる予定です。

出し手と受け手の関係が分かるのは、この225号のほうが分かると思
いますので、それを見ていただけたらと思います。よろしくお願いいたします
ます。

議 長 それでは、質問、意見ありましたら。

農業委員 すみません、以前の農業委員会で、こればらばらになっておるけん、せ
めて報告とをまとめてくれんかというふうでお願いしておったんですが、
今回もまたばらばらで、やっぱり自分の地域が一番気になりますので、目
を通しますので、これやったらちょっと全部開かなあかん。今回はちょっ
と薄うございますから……。 (発言する者あり)

事務局 農地利用集積円滑化事業が廃止されてということで、今回2回目になっ
て、なかなか混乱がまだ続いているような状況ではあるんですけども、
一応受け手の住所順、郵便番号の若い順からずっと受け手の順になるよう
にはしておりますが、今度農協さんに受付をお願いしている中で途中でち
ょっと入れてくれないとか、後で来たりしてちょっと順番が後に入って
きたりするパターンもあってこんなふうになっていますが、基本的には郵
便番号順に並べておるつもりではございますので、ある程度地域は固まっ
ておると思います。ただ、どうしてもさっきの事情でちょっと飛んだりし
ていることがありますし、基本的には全部見ていただけるとありがたいな
というところでよろしくお願いいたします。

農業委員 なるべくよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
配分計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の121ページになります。

議案第226号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては、所有権移転に係るものでございます。

それでは、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページをめくっていただきまして、最後になります受付番号4番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件の所有権移転の申請でございます。御審議のほどよろしく御願
いいたします。

議 長

ただいま報告がありました。何か質問ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

原案の利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

全ての議事が終了しました。

議長

その他のほうに移ります。事務局。

事務局

御審議ありがとうございました。

それでは、議案書の123ページをお願いします。

123ページにつきましては、農地法施行規則第29条の関係を掲載しております。こちらの分については、先月、農地対策で見に行った分がきちんと届けが出てきたという状況で報告させていただいております。

次に、126ページでございますが、こちらあっせんの譲渡し議案でありましたとおり、あっせんのてんまつ書の報告をつけております。

127ページから129ページにつきましては、農地法3条の新規就農営農面談というところで資料をつけさせていただいております。

次に、130から131ページにつきましては、農業経営改善計画の認定申請の更新分と新規認定分の3月審査分というところで名簿を載せておりますので、御一読いただければと思います。

132ページ、133ページが農地対策のB班報告でございますので、委員長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、農地対策委員会のB班の報告をお願いいたします。

農業委員

農地対策委員会B班、現地調査報告について。

令和3年3月23日に行いました。

番号1番。

【資料に基づき報告】

農地の状態としてここに書いていますように、ヤシの木とかソテツのような木が撤去されずにそのままありましたので、早く農地にするようにということで文書で報告するようにしております。

それと、その後また同じ方が買ってある農地も、近所まで行きましたので見ましたけれども、そこもまだ手をつけずにそのままの状態でした。

次に番号2番。

【資料に基づき報告】

ここは、新規に就農された女性の方がやっておりますが、もう大分頑張っってキャベツ、タマネギ、今年はタマネギ、ズッキーニなどが作付してありまして、トラクターを購入するというで聞いていましたが、ちゃんと非常に立派に作ってありましたので、問題はなかったと思います。

続きまして、番号3番。

【資料に基づき報告】

ここは、植栽が農地に植わってしまして槇の木が前回ありましたが、今度行った分はもうそういう槇の木は撤去してありまして、後に石が出てきた分が放置してありましたので、その石を撤去して早く農地として利用するようという通知を別にしております。

続きまして、受付番号4番。

【資料に基づき報告】

ここはブロッコリーがちゃんと作付してあって、手前の耕していないところには前回の稲の株がちゃんと残ってありましたので、ちゃんと作付をしているようです。これは問題ないと思います。

続きまして、番号5番。

【資料に基づき報告】

キクラゲの栽培ということで、ハウスがありまして見に行きました。ここはキクラゲ菌が、変な雑菌が入ったらいかんということで納豆を食べよう人は入れませんよと言われてまして、入るのは係長と詳しい委員に入ってもらいまして中をのぞいてもらいました。

大体、順次栽培はできているということだと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農政対策委員会の報告をお願いいたします。

農業委員

それでは、農政対策の報告をいたしたいと思います。

令和2年度の事業実態の確認をしましたところ修正なしで問題なしということでございました。

それから、3年度の事業につきましては、一応マッチングの関係で前に使っていただきましたが、もう一回変えていただいたものを前に進めていくためには、その地図に落としたりいいんじゃないかろうかという希望が出まして、一応事務局のほうにそのまま聞きましたが、ここに書いてありますように、提供するように検討するという事になっておりますので、あとどういうふうなことになるか分かりませんが期待をしております。

それから、3番の農業者年金加入につきましては、今のところ1名の加

入がっております。引き続き依頼をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしてから、4番の住宅附属ということですが、これがちょっと検討いたしましたところ、上から2番までは従来どおりやけん、これは皆さん知っておられるとおりでございます。

ただ3番目につきましては、相続人が明らかな場合の考え方ですが、畑の相続人、住宅の相続人が異なる場合は許可はしないということで結論を出しております。ただ、住宅と農地の所有者が夫婦か親子だったら例外規定を認めていいんじゃないだろうかというような結論になっております。ここににつきましては、今大ざっぱに言いましたが、事務局のほうからまだ何かあれば後で聞きたいと思ひます。

それから、5番の「生命と大地」の23号につきましては、コロナの関係で表紙の「頑張っています」は各校区の農業委員さんの形に限られますから、今回に限りましてはコロナの関係でこれは載せておりませんので、了承していただきたいと思ひます。

それとあと一つは、ここには書いておりませんが、一応今年が最後になりますので、3年間来るといふことで、来年1月か2月にかけて3年に1回行っておりますお別れ旅行といひますか、その関係につきまして、一応旅行委員にお願いしておりますので、御了承していただきたいと思ひます。

農業委員

事務局、それと住宅附属のほうで説明か何かあったら。

議長

事務局、何か付け加えることがあったら。

事務局

付け加えるというところはないんですけど、(4)の中に修正案、取扱い基準について改めるというところについて、まだ進捗はないんですけども、こちら住宅に附属する農地の別段面積の取扱い基準というところで、いわゆる住宅附属農地という形で呼んでおりますけれども、こちら実際は30年12月から実施したわけでございますけれども、検討のほうは29年8月か9月ぐらいから始まって、30年12月というところではございました。

こちら定義としまして、農地の定義にて分かりやすいんですけども、附属する農地の決め方といひますか、表記上住宅または新たに住宅を建築する土地を原則として所有者が同一までいいんですけども、その後括弧がついて、所有者が死亡し、その相続人が明らかな場合、または農業委員会が認めた場合はこの限りでないといふところで、こちら相続人といふところをどこまで決めるものかといふところで、事務局等もこれを見たところ、相続人って結構親子以外でも御夫婦でもあつたりするわけでございますので、今回決めていただいた分につきましては、親子、夫婦といふと

ここで決めていただいたというところではあるんですけども、やはりこの29年ぐらいから検討するときに、この相続人というのは、基本夫婦関係とか親子関係というのが大前提というところでありまして、例えば奥さんのお父さんの土地に御主人が家を建てたときに、その奥さんのお父様が亡くなった後、相続した土地に奥さんが相続して上に住宅を御主人が建てたと、こういった場合は同一農地でよかやないかと、そういう狭い範囲の相続といたしますか、というところで捉えてきておりました。

その分で、当時もがちがちに決めてしまうと融通が利かんといいいますか、なかなか対応できないのではないかといいいますか、緩くといいいますか基本的なことだけを取り決めた基準をつくっていいこうという考えの下やっておりますけれども、今回、相談が結構多いもので、この基準でいきますと、その相続人が明らかな場合というのは何を指しているんだということになってしまいまして、じゃあ御兄弟が親から相続して、兄弟のうちの弟なら弟が亡くなった場合、配偶者も確定しましたよね、弟の配偶者が相続人という。じゃあ弟の配偶者とその子供も相続人になり得るだろうと。そうなってくると土地自体が、長男が半分持っておって、残りの半分は弟の配偶者とその子供が相続してしまうとなって、いろいろ相続人と考えると、そういった部分を同一所有者ではないけれども、相続人が明らかな場合で考えてしまうと確認のしようがなくなるというところもございいます。

こちら基本的な考え方としては、夫婦間、親子間が相続という捉え方でいきたいというところでスタートしたわけですが、今この条文だけを見ますと、相続人が明らかな場合につきましては範囲が広過ぎんかというところがございます。この部分を、取扱基準を変えるものなのか、それとも内規のほうで相続人という部分を決めていくのかというところでちょっと迷いがございいますので、それもきちっと明記するものなのか、暗黙とするものなのかというところも踏まえまして、取扱基準を変えるものなのか内規でいいものなのかというところを農政対策委員会に諮って決めていきたいと考えておるところでございます。

要は細かく決めてしまうものかというところちょっと今に思えますので、どういうふうに改正するものか、事細かく決めずにその都度出てきた案件に対して対応できる考え方を持つものかというところもありますので、住宅附属につきましてはがんじがらめにしないほうがいい部分もあれば、住宅利用者のほうが住宅付農地みたいな販売の仕方もすると、そもそもの農業委員会が考え出した荒廃農地の再生という部分というよりも住宅付農地で売れるんだという考え方を先行しますと、悪用ではないですけども果たしてという考えもできますから、そういう今回の相続に絡みまして、また農政対策委員会のほうでこういう提案でどうでしょうかという部分をお諮りしていきたいと考えております。

ちょっとまだ考えの途中でまとまっておりませんが、そういうところで今後提案をできないかなと考えております。以上でございます。

議長 また農政対策でそういったところは農政委員でお願いしたいなと思っております。

それでは、今後の予定ついてお願いします。

事務局 すみません、ページを戻っていただきまして1ページ目でございます。今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

議長 その他のほかに何か別にありますか。

事務局 その他でございます。先月の総会の終わりにも担当委員のほうから和解の仲介の件、ちょっと御報告できる範囲でというところまでしております。実際、3月29日に和解仲介を日程調整してほとんど決めかかりよったわけでございますけれども、やはりその当事者の意向から29日がどうしても都合が悪いというところで、再度日程調整をすることになりました。極力来週中にできないかと考えておりますが、先月の総会以降、ちょっと進展がございませんので、日程調整のほうの不調に終わったというところで御報告させていただきたいと思っております。また来週早々にでも和解仲介のほうを開始いたしまして進捗したいと考えております。

その他については以上でございます。

議長 何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、これで。

事務局 すみません、もうその他がないということでございます。閉会の挨拶を副会長よりお願いいたします。

副会長 内容的には農業委員会には大変多くなった審議が、非常にたくさんございますが、今日も慎重審議していただきましてありがとうございます。

これをもちまして、第26回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。

以上です。

令和3年4月9日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

9 番 三 苫 幹 治

14番 松 尾 幸 子